

板橋区立中央図書館デジタルサイネージ広告掲載取扱基準

(令和3年2月26日教育長決定)

(趣旨)

第1条 この基準は、板橋区立中央図書館が設置するデジタルサイネージ（以下「サイネージ」という。）を運用に支障のない範囲で広告媒体として活用し、板橋区広告掲載要綱（平成19年3月16日区長決定。以下「要綱」という。）第5条第1項に基づき、民間企業等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。なお、国や都、その他公共団体からの情報掲載等については本基準の適用外とする。

(広告掲載場所)

第2条 広告を掲載するサイネージは、別表第1に掲げるとおりとする。

(広告規格)

第3条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 原則無音とし、必要に応じ字幕などで表示すること。
- (2) 各データ解像度は「フルハイビジョン（1920×1080pix）」を最大とする。

(広告デザイン)

第4条 広告のデザインは、色彩、意匠、その他デザインが、次の各号のいずれをも満たすことと、中央図書館長が判断できるものでなければならない。

- (1) 危険・警告・注意等、不安をあおるような表示をしていないこと。
- (2) 不快感又は嫌悪感を与えないと判断ができること。
- (3) 規則的なパターン模様（縞模様、渦巻き模様、同心円模様等）が、画面の大部分を占めていないこと。
- (4) 映像又は光の点滅が1秒間に3回を超えていないこと。
- (5) 文字及び字幕は、背景とのコントラスト比3：1以上とすること。
- (6) コントラストの強い画面の反転表示が継続していないこと。
- (7) 文字表記及び絵柄が過密でないこと。
- (8) 専門用語や省略語はわかりやすくする等、平易な文で記載をすること。
- (9) 視聴者が通常、感知し得ない方法によって、なんらかのメッセージの伝達を意図する手法（サブリミナル的手法）を使用していないこと。
- (10) 板橋区のマイナスイメージにつながらないと判断できること。
- (11) その他、中央図書館長が適当と判断できること。

2 前項各号に定めるもののほか、業種、広告等に関する基準は、要綱別表のとおりとする。

(掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、年度を区切りとし、1か月以上12か月以内の1か月単位とする。

2 広告の掲載は東京都板橋区立図書館設置条例(昭和51年板橋区条例第28号)に定める中央図書館の休館日を除く開館日とする。

3 掲載期間中、中央図書館の都合によって開館日に1日に1回も掲載できなかった場合、その期間に応じ1日単位で振替掲載を行うものとする。

(掲載時間・方法)

第6条 広告は中央図書館の開館時間中に掲載するものとし、以下の運用ルールで掲載を行う。

(1) 1階エントランスホール双方向サイネージ

双方向サイネージは未利用時に広告を掲載する。

広告掲載時間は1枠15秒とし、掲載順番は広告申込順とする。

利用時においても、利用者自身で広告が確認・表示ができるよう、広告一覧画面を作成する。

(2) その他一方向サイネージ

一方向サイネージには中央図書館のお知らせに、広告枠を追加したものを1ロールとし掲載を行うものとする。

広告掲載時間は1枠15秒とし、広告枠での掲載順番は広告申込順とする。

中央図書館で作成する1ロールは最大30分を限度とし掲載を行う。

2 前項における開館時間は、東京都板橋区立図書館設置条例に定める中央図書館の開館時間とする。

(取扱単位)

第7条 1つのサイネージに対し1枠から申し込みができるものとする。複数枠の掲載申込に申し込み枠分の時間を1つの広告として作成することも可とする。

(広告掲載料)

第8条 1枠の1か月あたり広告掲載料は以下のとおりとする。

(1) 1階エントランスホールの双方向サイネージについては10,000円

(2) その他一方向サイネージについては5,000円

(申込方法)

第9条 掲載申込者は、広告掲載申込書(別記第1号様式。以下「申込書」という。)に広告案のデータ原稿を添え、板橋区(以下「区」という。)に申し込む。

(掲載の決定等)

第10条 区は申込書を受理したときは、要綱第3条及び第4条に基づき掲載の可否を審査する。なお、区は申込内容について、掲載申込者と協議し、変更できるものとする。

2 広告掲載の申込みが予定数を越えた場合は、次の各号に順次該当するものを優先して掲載することとする。ただし、同一順位に係るものが複数存在する場合は、広告掲載希望期間の長い広告を優先する。

- (1) 公社、公益法人及びそれに類するものの広告 第一位
- (2) 公共的性格を有する私企業の広告 第二位
- (3) 区内に事業所や営業所を持つ私企業の広告 第三位
- (4) 上記以外の私企業の広告 第四位

3 前項の優先順位をもっても掲載順位が決まらない場合は、くじにより決定する。

(審査結果の通知)

第11条 掲載を決定したときは、掲載決定の通知（別記第2号様式）を掲載申込者に通知する。

2 非掲載を決定したときは、非掲載決定の通知（別記第3号様式）を掲載申込者に通知する。

(広告原稿の提出)

第12条 前条第1項の通知を受けた掲載申込者（以下「広告主」という。）は、区の指定する方法により広告のデータ原稿（以下「原稿」という。）を作成し、区が定める期日までに提出する。

2 区は、掲載期間満了をもって、前項の原稿の保管を終了する。なお、原稿は返還しない。

(掲載料の納付)

第13条 広告主は、区の指定する期日までに、掲載料を一括前納しなければならない。ただし、区が特に認めたときは、この限りでない。

(広告内容等の変更)

第14条 区は、広告の内容、デザイン及び内容等が各種法令に違反している、若しくはそのおそれがある、または要領等に抵触していると認めたときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第15条 区は、要綱第4条第2項に定めるほか、広告主に掲載の決定を通知してから掲載するまでの間に、広告主又は広告内容が、要綱第3条第1項及び第4条第1項各号に該当することとなった場合は、要綱第4条第2項により掲載の決定を取り

消すことができる。

(広告掲載編成)

第16条 広告掲載の編成は中央図書館にて実施する。

- 2 緊急地震速報受信、テロ発生時等の有事の際においては、災害情報を優先して掲載するものとし、その間の広告は掲載せず、振替掲載も行わない。
- 3 中央図書館内において煙・火の感知による発報や、電気系統の障害などが発生した場合、サイネージを停止することができる。サイネージを停止させ掲載できなかった広告については振替掲載をしないものとする。
- 4 サイネージ等の保守作業又はシステム障害の発生等で広告が掲載できない時間等が生じた場合は、当該掲載できなかった時間等について振替掲載を行うものとする。ただし、特別な事由があると中央図書館長が認める場合は、振替掲載を行わないことができる。

(掲載期間の短縮)

第17条 広告主は、掲載期間の短縮申請（別記第4号様式）をすることができる。

ただし、掲載料の日割計算は行わない。

- 2 短縮が決定したときは、短縮決定の通知（別記第5号様式）を掲載申込者に通知する。

(適格請求書の交付)

第18条 区は、広告主から消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の4第1項の規定による適格請求書の交付の求めがあったときは、適格請求書（別記第6号様式）を当該広告主に交付する。

(広告掲載料の還付)

第19条 区は、既納の広告掲載料を還付しない。ただし、広告主の責によらない理由により掲載することができなかったときは、その一部又は全部を還付することができる。

(広告主の責任等)

第20条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

- 2 広告の作成及び修正等に係る費用は、広告主が負担する。
- 3 広告掲載に関する電気料金は区が負担するものとする。

(その他)

第21条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は中央図書館長が別に定めるものとする。

付則 この基準は、令和3年4月1日より施行する。

付則 この基準の一部改正は、令和5年10月1日より施行する。

別表第1（第2条関係）

広告掲載が可能なサイネージ設置場所

設置場所	大きさ	目的
1階 エントランスホール	50インチ 横配置	双方向サイネージ 来館案内用
1階 児童コーナー	50インチ 縦配置	一方向サイネージ 児童・保護者向け
2階 インデックスコーナー※	50インチ 横配置	一方向サイネージ 一般向け
3階 一般開架エリア※	50インチ 横配置	一方向サイネージ 一般向け

※移動式のため同フロア内移動あり